



2022年3月28日

各 位

会 社 名 株式会社バリューゴルフ
代表者名 代表取締役社長 水口 通夫
(コード：3931 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理部部長 渡辺 和昭
(TEL 03-6435-1535)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催された取締役会において、下記のとおり、定款の一部変更に関する議案を2022年4月22日開催予定の第18回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 定款変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を新たに定めるものであります。
- (2) 定款変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 現行会社法に基づく株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供に関する規定（現行定款第13条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

また、執行役員制度の導入に伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (5) 定款変更案第22条第3項は、全ての役付取締役に関しては選定し得るものであるとし、その旨を明確化するものであります。
- (6) 上記の変更に伴い、現行定款第11条第2項、第12条第1項及び第2項、第23条の「取締役社長」を「代表取締役」に、及び第22条第4項の「社長」を「代表取締役」に変更するものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線部は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
<p>(招集)</p> <p>第11条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により<u>取締役社長</u>がこれを招集する。<u>取締役社長</u>に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定められた順序により他の取締役がこれを招集する。</p> <p>3 株主総会を招集するには、会日より2週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長</u>が招集する。</p> <p>2 株主総会においては、<u>取締役社長</u>が議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(招集)</p> <p>第11条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により<u>代表取締役</u>がこれを招集する。<u>代表取締役</u>に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定められた順序により他の取締役がこれを招集する。</p> <p>3 株主総会を招集するには、会日より2週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>代表取締役</u>が招集する。</p> <p>2 株主総会においては、<u>代表取締役</u>が議長となる。<u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとる。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役社長を1名選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>4 <u>社長</u>に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役が<u>社長</u>の業務を代行する。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときには、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>4 <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役が<u>代表取締役</u>の業務を代行する。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集し、議長となる。<u>代表取締役</u>に事故があるときには、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(附則)</p> <p><u>第1条 現行定款第13条(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款変更案第13条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第13条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 2022年4月22日
- (2) 定款変更の効力発生日 2022年4月22日

以上